

京都市告示第93号

京都市市民防災センター条例第4条ただし書の規定に基づき、以下のとおり京都市市民防災センターを臨時に休所します。

令和3年4月23日

京都市長 門川 大作

臨時に休所する日

令和3年4月25日（日）から同年5月11日（火）まで

（理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため

（消防局総務部総務課）